

平成 27 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代 表 者 名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問 合 せ 先 管 理 部 長 佐藤 政治
(電話番号 0 2 2 - 3 9 2 - 3 7 1 1)

第三者委員会からの調査報告書（中間報告）の受領に関する 当社の対応方針等について

当社は、平成27年6月30日付け「第三者委員会からの調査報告書（中間報告）の受領に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当該開示において別添しました第三者委員会の「調査報告書（中間報告）」（以下「本調査報告書」といいます。）において有価証券届出書等で訂正を要すると認定された事項の概要及びこれに対する当社の今後の対応について、下記のとおりお知らせします。
なお、記載している役職名等は、本調査報告書の受領日現在のものです。

記

1. 第三者委員会から有価証券届出書等で訂正を要すると認定された主な事項について

第三者委員会から有価証券届出書等で訂正を要すると認定された主な事項は次のとおりです。詳細は、昨日公表いたしました本調査報告書をご参照下さい。（以下【】に記載のページ番号は本調査報告書で該当するページ番号を記載しております。）

(1) 平成 26 年 2 月 27 日付けの有価証券届出書及び適時開示資料（第三者割当による第 4 回新株予約権の発行）における記述の訂正【72～73 ページ】

①上記届出書等におけるファイナシャル・アドバイザー（以下「FA」といいます。）の委託先の記述について、第 4 回新株予約権の募集等において FA 業務を行った事実は認められず、当社が支払った FA 手数料 5.5%のうち、5%が当該 FA の委託先から他社へ支払われることは当初から想定されていたため訂正が必要。

②上記届出書等における FA の委託先の選定経緯及び当該 FA から第 4 回新株予約権の割当先を紹介されたとの記述について、当該 FA の委託先が投資家の紹介・選定を含むアドバイザーを行うことは予定されていたとは認められず、また、割当先を紹介した事実も認められないため訂正が必要。

③上記届出書等において、FA 費用の支払先としては記述されていないが、第 4 回新株予約権の発行に際しての弁護士報酬が当社役員に還元され、実質的に当社役員がコンサルティング報酬を得ていたことが認められるため訂正が必要。

④上記届出書等で記述されている第 4 回新株予約権の割当先の選定経緯について、実際には記述とは異なり、当該割当先を介在して、当社役員が自らの利益を得るために第 4 回新株予約権の引受先としたものであることが認められるため訂正が必要。

(2)平成 27 年 3 月 9 日付けの訂正有価証券届書及び適時開示資料（第 4 回新株予約権の発行時における反社チェックに係る記載の訂正）における記述の訂正【73～75 ページ】

①上記訂正届出書等の記述において、信用調査会社の報告書で、反社会的勢力等や違法行為にかかわりを示す情報の記載のあった「A氏」と第 4 回新株予約権の発行の際の資金使途とした M&A 案件の「社外アドバイザー」とされた「B氏」を同一人物と認識した時期については、「当時 A 氏とは面識はありませんでした」等とする記述とは異なり、当社経営陣が平成 25 年 12 月 17 日遅くとも平成 25 年 12 月 26 日に「A氏」と「B氏」が同一人物であることを認識していたと認められるため訂正が必要。

②上記訂正届出書等の記述において、当社役員が第 4 回新株予約権の割当先グループ企業の代表と「反社会的勢力等や違法行為にかかわりを示す情報に該当あり」とされた信用調査会社の報告書の真偽を確認すべく面談をしたとしているが、実際にはその面談をした事実はないため訂正が必要。

③上記訂正届書等の記述において、「反社会的勢力等や違法行為にかかわりを示す情報に該当あり」とされた報告書を提出した信用調査会社以外の第三者の信用調査会社に対しても調査を依頼して、「該当なし」との調査結果を入手したとしているが、当社が当該第三者の信用調査会社から入手したとする平成 26 年 1 月時点で調査結果を受領した事実はなく、また、同調査をもとに社内でも検討した形跡はないため訂正が必要。

(3)平成 26 年 3 月期有価証券報告書等における関連当事者との取引の注記の記載の必要性【69～71 ページ】

①平成 25 年 12 月 24 日付けで適時開示した短期借入金 10 百万円は、開示とは異なり、実質借入先が当社役員であり、関連当事者との取引の注記の記載が必要。

②平成 26 年 2 月 27 日付けで発行決議された第 4 回新株予約権の割当先の実質的な資金提供者が当社役員であり、関連当事者との取引の注記の記載が必要。

③第 4 回新株予約権の発行に伴う顧問弁護士へのアドバイザー報酬 5.5 百万円の実質は、当社役員が得たコンサルティング報酬であったことが認められるため、関連当事者との取引の注記の記載が必要。

(4) 会計処理の訂正【52～68 ページ】

①当社役員の新規事業の取得であるとの虚偽ないし著しく正確性を欠く説明により、当社は、平成 26 年 4 月 7 日にその準備のための預託金として 40 百万円の支払をしたが（6 月 30 日に未収入金に振替）、実質は第 4 回新株予約権の割当先グループ企業又は(2)①の人物への貸付けであり、預託金として適法に拠出されたものではないことから、未収入金の回収可能性を検討し、貸倒引当金を全額計上する訂正が必要。

また、当該未収入金を減少させる目的で、当社役員が他の執行役員等から 30 百万円を借入れ、平成 26 年 8 月 26 日から 27 日にかけて、上記預託金（未収金）の返済と偽装して当社口座へ入金させた後、他の支払手数料名目で現金で振出しをして、他の執行役員等に返還することで資金を循環させた。従って、これは有効な返済ではなく、支払手数料で当社が計上している 31 百万円の実態・根拠はないことから訂正が必要。

②当社子会社㈱オプトガイアから農援隊関連事業のために業務提携先に支払われたホームページ作成費用 32 百万円（宣伝広告費）及びソフトウェア仮勘定 35 百万円は、実態が認め難く、出金総額 67 百万円を仮払金とし、回収可能性は低いものと判断し、全額につき貸倒引当金を計上する訂正が必要。

また、当社は平成 27 年 3 月期第 2 四半期以降、当該業務提携先への出金を貸付金として処理しているが、当該出金額に対する資産評価の見直しにより上記も含め 123 百万円全額

に対し貸倒引当金を計上する訂正が必要。

(5) 借入れに関する記述の訂正【75 ページ】

①平成 25 年 12 月 24 日付けで適時開示した短期借入金 10 百万円の実質借入先は開示とは異なり当社役員であったため訂正が必要。

②平成 26 年 10 月 10 日付けで適時開示した短期借入金 10 百万円の実質借入先は開示とは異なり当社執行役員及び当社役員であったため訂正が必要。

2. 平成 26 年 2 月 27 日付けの有価証券届出書及び平成 27 年 3 月 9 日付けの当該届出書に係る訂正届出書並びに平成 26 年 2 月 27 日付けの「第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ」及び平成 27 年 3 月 9 日付けの「(訂正)『第三者割当により発行される第 4 回新株予約権の募集及びコミットメント条項付募集新株予約権引受契約締結に関するお知らせ』の一部訂正について」の訂正について

本調査報告書において、上記 1. (1)及び(2)で訂正を必要とされた事実を踏まえ、これに係る有価証券届出書及び訂正届出書及び適時開示資料を全面的に見直し、速やかに訂正し、提出及び開示いたします。

また、当社は、平成 27 年 3 月 9 日付けで、同日に訂正の開示を行ったことに係る経緯書を、名古屋証券取引所に提出しておりますが、この経緯書につきましても全面的に見直し、名古屋証券取引所に再提出する予定です。

3. 開示済の決算数値等の訂正について

本調査報告書において、上記 1. (4)のとおり、第三者委員会から当社の会計処理のうち訂正を要する事項についての判断及びその額が示されております。

この内容を踏まえ、平成 27 年 7 月 31 日までに、独立監査人である監査法人による訂正監査を完了した平成 26 年 3 月期有価証券報告書、内部統制報告書及び四半期報告書等の訂正報告書の提出並びに訂正後の平成 26 年 3 月期決算短信及び四半期決算短信等の開示をするとともに、この訂正が当社の連結業績及び個別業績に与える影響を適時開示にてお知らせいたします。

4. 平成 27 年 3 月期有価証券報告書の提出について

平成 27 年 6 月 24 日付け「平成 27 年 3 月期有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」で公表したとおり、当社は、平成 27 年 3 月期有価証券報告書の提出期限について、平成 27 年 7 月 31 日までの延長が承認されております。当社は、本調査報告書の結果を踏まえ、必要となる開示済の財務諸表の訂正作業並びに平成 27 年 3 月期有価証券報告書の作成作業を可能な限り効率的に行います。さらに、独立監査人であるアスカ監査法人とも密接に連携を取り、独立監査人の監査報告書を早期に受領できるように、全面的に協力してまいります。これにより平成 27 年 7 月 31 日の提出期限までに平成 27 年 3 月期有価証券報告書を提出する見込です。

5. その他の訂正について

上記 1. (3)及び(5)で訂正を必要とされた事項及び本調査報告書で認定された事実を踏まえ、当社が平成 25 年 12 月以降に提出・適時開示いたしました有価証券報告書等及び適時開示資料を全般的に見直し、速やかに必要な訂正を行ってまいります。

6. 第三者委員会の調査結果を受けた当社の対応方針

当社は、第三者委員会からの本調査報告書で認定された事実に基づいた会計処理の誤りや開示内容の誤りに係る指摘事項については速やかに社内で検討し、会計処理に係る修正内容については監査法人とも協議しながら速やかに訂正し、開示いたします。

また、具体的な再発防止策については、第三者委員会から平成 27 年 7 月下旬までに発生原因の分析及び再発防止策の提言を受ける予定となっております。ただし、社内においても指摘事実に基づき、内部統制上の不備について分析・検討・再発防止に向けた取り組みを策定し、実行をしております。これら一連の内部統制上の不備事項については、内部統制報告書において、不備の事実・原因の分析・再発防止策について記載をし、実行しております。

当社は、今回の事態を招来しましたことについて、株主・投資家の皆様、取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、皆様方への信頼回復ができるように取り組んでまいります。

以 上